

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月20日から54年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を46年12月から48年9月までは5万6,000円、同年10月から49年9月までは8万円、同年10月から50年9月までは9万2,000円、同年10月から51年7月までは11万8,000円、同年8月から54年9月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月21日から同年12月20日まで
② 昭和46年12月20日から60年10月21日まで

A社に勤務し始めたのは昭和46年11月21日からであり、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和50年11月から52年11月までの標準報酬月額については、当該事業所の元取締役から提出された50年12月給与計

算表及び51年分、52年分源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、50年11月から51年7月までは11万8,000円、同年8月から52年11月までは14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和46年12月から50年10月まで及び52年12月から54年9月までの標準報酬月額については、A社の元取締役は、「いつ頃からかは分からないが、当該事業所では55年頃まで、私を含め従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不適正な届出を行い、当該届出の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出は事業主が行っていた。」と証言しているところ、当該取締役から提出された50年12月給与計算表及び51年分、52年分源泉徴収簿兼賃金台帳、並びに元同僚から提出された46年7月から54年9月の給与明細書、50年分及び51年分源泉徴収票により、当該期間に被保険者資格を取得している多数の者について、給与から控除されていた保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.07倍から約3.33倍高い保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、上記、昭和50年12月給与計算表及び51年分、52年分源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の1.54倍から1.87倍の保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立期間②のうち、46年12月20日から50年11月1日までの期間においても、オンライン記録の少なくとも1.54倍相当の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間②のうち、昭和52年12月から54年9月までの標準報酬月額について、申立人は、「入社時から退社するまで給与が下がったことは無い。」と主張しているところ、オンライン記録においても、報酬月額が減額となる特段の事情もうかがえないことから、51年分、52年分源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる51年8月から52年11月までの標準報酬月額14万2,000円に基づく保険料控除額が、少なくともオンライン記録に記録されている54年10月1日の算定記録14万2,000円までは、継続していたものと考えられる。

したがって、申立人の申立期間②のうち、昭和46年12月から50年10月まで及び52年12月から54年9月までの標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、46年12月から48年9月までは5万6,000円、同年10月から49年9月までは8万円、同年10月から50年9月までは9万2,000円、同年10月は11万8,000円、52年12月から54年9月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控

除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和54年10月1日から60年10月21日までの期間については、当該事業所は既に廃業となっており、当時の関係資料は無い。

また、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡は無い上、ほかに当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、昭和54年10月1日から60年10月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「昭和46年11月21日からA社に勤務していた。」と主張しているが、申立人の当該事業所での雇用保険資格取得年月日は、昭和47年6月26日である上、当該事業所の本社で勤務していた元同僚は、「申立人は、B営業所の立上げの時の人で勤務していたのは間違いない。しかし、申立人がいつから働き始めたのか、厚生年金にいつ加入したかについては、資料も記憶も無く不明である。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、前述のとおり、当該事業所は既に廃業となっており、当時の関係資料は無く、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月

申立期間の国民年金保険料については、平成8年9月頃口座振替の手続を行ってから、ずっと口座振替により納付していたのに、妻の保険料は納付済みで、私だけ未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、申立人名義の預金口座の出金記録を見ると、申立期間前後の期間については、夫婦二人分の保険料が振り替えられていることが確認できるが、申立期間である平成11年4月分については、口座の残高不足により、一人分の保険料しか振り替えられていないことが確認できることから、振り替えられている保険料は納付記録がある妻の保険料であり、申立人の保険料は振り替えられなかったものと考えられる。

また、申立人が当時居住していたA町（現在は、B町）における申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録を確認しても、申立期間は未納とされている。

さらに、A町では、口座振替による保険料が残高不足等により振替不能であった場合には、手書きの納付書を送付していたところ、申立人が納付書により保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで
会社を退職し、A職の見習として働き始めたが、収入も少ないので、国民年金保険料を最初は父が、その後はまだ生活が苦しい中、自分で毎月 B 市役所窓口へ納付してきた。申立期間が未納とされていることは納得がない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月 3 日に C 県 B 市において払い出されていることが確認でき、この時点では、57 年 4 月から 59 年 6 月までの期間は時効により納付できず、同年 7 月から 61 年 3 月までの期間は過年度分扱いとなるため市役所で保険料を納付できない期間となるが、過年度保険料を納付していた事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち最初の期間の保険料を納付してくれていたとするその父親は、既に他界していることから、申立人の国民年金の加入手続及び納付期間等についての状況が不明である。

さらに、申立人及びその父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書、家計簿等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 40 年 9 月 21 日まで
平成 20 年頃社会保険事務所 (当時) に出向いた際、申立期間について脱退手当金を受け取っていることを知らされた。私は、脱退手当金のことを知らず、受け取った記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には「脱A」の押印が確認できる。

さらに、申立人の前後に当該事業所を退職した女性 6 人中 5 人に脱退手当金支給の記録があり、そのうちの一人は、「私は受け取りました。当時、脱退手当金はもらうという風潮があったように思う。」と証言している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 9 日から 37 年 9 月 29 日まで
② 昭和 38 年 1 月 4 日から 41 年 9 月 27 日まで

結婚するため、A 県の会社を退職後、昭和 41 年 9 月頃に B 県に戻り、同年 10 月に結婚した。脱退手当金が支給されたとされる時期には B 県において、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の計算の基礎とされた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最後の事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

私は、結婚のためA社（後に、B社）を退職した際、申立期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶は無いので、受給に結びつく厚生年金保険記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における被保険者資格喪失日の約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間以前に勤務した事業所に係る3年9か月分の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を昭和39年3月28日に受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。